

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 障害福祉課

法令名	障害者の雇用の促進等に関する法律		法令番号	昭和35年法律第123号	
手続名	障害者就業・生活支援センターの指定の取消し		根拠条項	第32条第1項	
処分基準	<p>(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律 第32条第1項</p> <p>都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第27条第1項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第28条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</li> <li>二 指定に関し不正の行為があつたとき。</li> <li>三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</li> </ul>				
	<p>(2) 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について 第54(2)</p> <p>(平成27年4月1日 職雇発0401第1号、障発0401第12号 厚生労働省職業安定局雇用開発部長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知)</p> <p>(第54(2)抜粋)</p> <p>また、都道府県知事は、法第28条に定められた業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、指定に関し不正の行為があつたとき、又は、センターに関する法の規定に違反したときは、指定を取り消すことができる。</p>				
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課
	2 弁明の機会の付与				目次